

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(JASDAQ・コード2724)
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 野 瀬 有 孝
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

訴訟の経過及び特別損失発生の見込みに関するお知らせ

平成 26 年 4 月 8 日「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました訴訟について、平成 26 年 4 月 23 日、東京地方裁判所より強制執行停止が認められ、供託額が決定し、本日、東京法務局に供託を行い、強制執行停止が決定しましたので、経過をお知らせいたします。また、訴訟の経緯の中で、特別損失が発生する見込みとなったため同時にお知らせいたします。

記

1. 経緯

当社は、平成 25 年 6 月 27 日開示「訴訟の判決に関するお知らせ」のとおり、約 2 年間続いた裁判に東京地方裁判所にて敗訴判決が出たため、平成 25 年 7 月 10 日開示「訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、東京高等裁判所に控訴いたしました。東京地方裁判所における判決は連帯保証債務額約 6.8 億円に延滞金利及び訴訟費用を含め約 11 億円を支払えというもので、当社には到底支払うための原資がなく、原資を作るための手段も存在しませんでした。この状況は訴訟の原告であるリカーショップ株式会社（以下、「リカーショップ」という。）側も理解しており、その後訴訟継承した合同会社エコ（以下、「エコ」という。）から 3.5 億円の支払いを前提に高裁で話し合いたいとの要請がありました。エコ側と交渉を続ける過程において、当社は、平成 25 年 12 月に、平成 26 年 3 月末までに債務超過を解消しなければ上場廃止となるため、早急に裁判決着をつけるためには増資を行い調達資金で支払うという方法で和解するしかないことを取締役会で確認いたしました。但し、取締役会で確認を行った平成 25 年 12 月の前月である平成 25 年 11 月において当社の株価は 1 株当たり 300 円台で推移しており、授權枠いっぱいにも増資を行っても株価 300 円では約 4.2 億円の増資しかできず、3.5 億円で和解しては 3 月末予想債務超過額（5.0～5.5 億円）の解消はできない状況にありました。そのため、何度か交渉を重ね、平成 26 年 1 月に入り、2.5 億円の金銭和解を前提とする話し合いの運びとなり、最終的に平成 26 年 1 月 31 日開示「和解による訴訟の解決に関するお知らせ」のとおり、裁判所斡旋にて 2.5 億円で金銭和解をすることとなりました。

しかしながら、和解成立後もエコ側としては、どうしても総額 3.5 億円支払による交渉を続けたいとの意向で様々な交渉を当社に持ちかけ、1.5 億円を現金、1 億円を当社の株で代物弁済をすることにより、取得した当社株式の株価が仮に 2 倍となった場合には、市場で売却できれ

ば結果的に2億円を得ることとなり、当初の希望和解金総額3.5億円を取得できるとの意向から、支払方法の変更を検討出来ないかと要請して参りましたが、当時、裁判和解は成立しておりましたが、当社にはその時点で和解額に相当する資産を有しておらず、増資により資金調達を行うしか和解額に相当する資産を得る方法は有りませんでした。その状況でエコ側は、当社自らが増資資金を提供するスポンサー獲得を出来ないのであれば自分たちがスポンサーとなり増資を行うことを提案してまいりました。

平成26年2月上旬、当社は既に林氏と増資交渉を開始しておりましたが、エコ側に林氏の情報を伝えること等、会社の機密情報をエコ側に伝えることは当社のコンプライアンス上当然ながらできない中、エコ側からは、当社側のスポンサー不在を理由に、エコがスポンサーとなることを受け入れる事により、訴訟和解金の支払いを確実な状況にしたい旨の要望がありました。当社としては、エコから資金調達を行い、その大半をエコへの支払に充てる事は、エコ側への増資資金の還流と見なされる懸念があった為、受け入れがたい要請であると判断いたしました。当社は、インサイダー情報の漏洩を防ぎつつ交渉時間を稼ぐため、エコ側に対し検討する旨のみ返答しておりましたが、エコ側は、スポンサーに会わせないどころか名前すら教えない当社に対し、当社の増資スポンサーの存在に疑義を持ち、上場維持のためにエコがスポンサーとなるしかないエコ側から申し入れがありました。エコ側は、エコが増資の引受先となる条件を確定させるための手段として、和解金2.5億円のうち1億円をデット・エクイティ・スワップの手法により当社株式20万株にて代物弁済を行う、履行しなかったときは違約金5,000万円支払うという内容の公正証書を作成するか、当社の増資スポンサーに直接合わせるかどちらかを選ぶよう要請してきました。当社は、エコ側と林氏を会わせることは、機密情報の漏洩と、エコ側が林氏に対し合意和解額以上の金銭を請求することや、当社を介さないで直接林氏に請求を行うこと等無理な要請を行う可能性を懸念し、またそのような行為を行うことで、林氏が増資の引受を降りる懸念が想定されたため、公正証書の作成に応じざるを得ないと判断いたしました。同時に、エコ側は、公正証書の作成に応じるように仕向けるため、当社の増資に向けた動きを邪魔するなどの嫌がらせを行う動きを見せたので、公正証書の作成に応じさえすれば嫌がらせは止まると考えました。しかしながら、公正証書の内容を当社顧問弁護士とエコの弁護士が調整していた平成26年2月10日前後においては、当社は、関東財務局及び東京証券取引所への事前相談すら始めていない状況であり、3月末までに増資の払い込みが完了する保証が全くなく、さらに、大規模な希薄化を伴う増資となるので臨時株主総会の開催が望ましい状況であるのに臨時株主総会の開催期日や議案が決定しておらず、仮に、臨時株主総会に議案を上程することが可能になったとしても可決されるかどうか不確定であったこと、さらに、1億円に当社の株式20万株を割り当てるということは1株500円で割り当てなければならない、事前相談を始めてもいない状況で割当価額の算定など全く不可能であったこと、また、臨時株主総会で否決される場合もあり、このような不確定な条件を前提とした違約金支払の公正証書が作成されるかどうかは非常に疑問であり、公証人は公正証書を作成しないのではないかと考えました。この意見については、当社顧問弁護士も同意しておりました。以上の内容から、当社は、公証人は公正証書を作成しないと考え、平成26年2月19日に当社の取締役会は社員に公正証書の作成を委任し、公証役場に行かせることといたしました。しかしながら、現実に作成された公正証書は上記のような不確定な要素を一切排除してしまい「平成26年3月31日までに20万株をデット・エクイティ・スワップにより割り当てること」を当社の確定的な債務として構成し、その違約金として、当社が5,000万円の支払い義務を負担する内容になってしまいました。公証役場で内容を正しく確認するため弁護士を同行しなかったことは当社の不徳のいたす

ところであります。当社は、当該公正証書を作成したことで、違約金 5,000 万円を支払う義務が発生したことになり、支払わなければならないことは認識し、支払うための準備を進めざるを得ませんでした。しかしながら、林氏との交渉をまとめ、増資が確定すれば、当社のスポンサーの実在性が証明され、エコ側の当社には増資スポンサーがないという疑いが晴れることになり、和解金 2.5 億円を支払った後であれば、違約金 5,000 万円についての支払の時期や支払額に関して当社は交渉できるものと考えており、エコ側も交渉には乗ると返答しておりました。そのため、当社は、平成 26 年 3 月 31 日に和解金 2.5 億円を支払い、その後 4 月 1 日以降に交渉の結果、違約金 5,000 万円について支払い方法が決定した時に、業績に与える影響が確定するものと考え、その際に適時開示を行うものとしておりました。エコ側の再三にわたる要請に対し、彼らからの資金の受け入れを拒絶し、代物弁済を履行しなかったこと自体は正しい判断であったと考えておりますが、結果的に、公正証書を作成した時点で正しい適時開示を行わなかったことは当社の不徳の致すところでございます。

当社は、平成 26 年 2 月 28 日開示「第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、林氏及び株式会社リンクビジョンを割当先として行う第三者割当増資を取締役会で決議したことについて開示いたしました。当該決議で和解金 2.5 億円の支払いを増資の資金使途に含んだことにより、エコ側に対し代物弁済を行わないことといたしました。これを踏まえ、エコ側は 2.5 億円が 3 月 31 日に間違いなく支払われるものと判断し、違約金については交渉の場を別途持つことを伝えてきておりましたが、当初来の要請である 3.5 億円を支払えないかという無理な要求も引き続き同時に行っておりました。当社は、当然呑める要求ではないので、取り合わず、さらに、再度要請し始めたエコ側の林氏への直接交渉も拒否しておりました。

平成 26 年 3 月 18 日、金銭和解金 2.5 億円を支払うために主債務者に対して、連帯保証債務者の義務として当社法律顧問であるみなつき法律事務所の小林弁護士から内容証明（通知書）を送ったところ、平成 26 年 3 月 25 日に回答書として当社に対し、主債務者の代理人大江忠・田中豊法律事務所の田中弁護士より現行の主債務者とエコ社との裁判状況及び、相殺債権額の存在を通知してこられ、安易な連帯債務支払いを実行した場合、主債務者への求償権がなくなる旨の返答がなされたため、当社の顧問小林弁護士、第三者の法的意見を高江・阿部法律事務所の安田弁護士に求めることにいたしました。両弁護士の意見は回答書の主張内容は正しく、当社は主債務者に対して求償権を失うリスク可能性が大きい為、2.5 億円の支払いは主債務者間での裁判状況をより正確に確認できるまで留保したほうが良いとの意見でありました。平成 26 年 3 月 28 日の臨時株主総会にて第三者割当増資の議案は承認され、3 月 31 日に払い込みがなされましたが、両弁護士の意見を考慮し、和解金 2.5 億円の支払いは留保することにいたしました。

平成 26 年 4 月 1 日、当社は、第三者意見を頂戴する為に、当該案件を詳細に把握して頂くことになった安田弁護士に当該案件すべてについて委任いたしました。平成 26 年 4 月 2 日開示「訴訟の経過に関するお知らせ」のとおり、当社は、支払を留保した理由を開示し、弁護士口座に訴訟債務額 2.5 億円を預け入れることと致しました。支払を留保されたため、違約金 5,000 万円についても交渉の余地などないと判断したエコ側は、支払いが行われなかった和解金 2.5 億円と違約金 5,000 万円に対し、強制執行手続きに入り、4 月 4 日に 7,187 円、4 月 7 日に 56 円の当社銀行口座の残高を差し押さえました。その後、7,187 円については差し押さえが解除

されております。当社は、平成 26 年 4 月 8 日「訴訟の提起に関するお知らせ」のとおり、エコに対し、請求異議訴訟を提起し、さらに当社は、強制執行を停止するための手続きを行い、本日、供託所に保証金 1.5 億円を供託し、東京地方裁判所が強制執行停止決定を発令しました。

2. 強制執行停止の内容

(1) 申立を行った裁判所及び年月日

東京地方裁判所 強制執行停止発令日 平成 26 年 4 月 25 日

(2) 当該強制執行停止の対象となる者

- ① 商号 合同会社エコ
- ② 本店所在地 東京都港区南青山二丁目 2 番 8 号 DF ビルディング 5 階
- ③ 代表者の氏名 露木 千尋

(3) 強制執行停止の対象の内容

- ① 東京高等裁判所平成 25 年（ネ）第 4415 号、同第 5612 号保証債務履行請求事件の和解調書（和解金 2 億 5 千万円）
- ② 東京法務局所属公証人長秀之作成平成 26 年 28 号代物弁済合意公正証書（違約金 5,000 万円）

3. 今後の当社の方針

当社は、上記経緯のとおり、本日、1.5 億円を供託し、東京地方裁判所が強制執行停止決定を発令しました。これに伴い、今後、訴訟債務 2.5 億円及び公正証書による違約金 5,000 万円について、エコによる強制執行は停止されることとなります。しかしながら、現時点では、事実を明らかにするため和解金 2.5 億円の支払を留保している状況は変わらず、2.5 億円から供託金 1.5 億円を引いた 1 億円については、引き続き弁護士の預り口座にて管理を行います。

当社は、訴訟債務額 2.5 億円について、平成 26 年 4 月 8 日「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示いたしました当社によるエコに対する請求異議訴訟及びエコと主債務者の裁判の行く末を見極め、適切に対処したいと考えております。公正証書による違約金 5,000 万円については、当社が安田弁護士に確認したところ、訴訟債務 2.5 億円が上記裁判の結果次第で消滅するものであり、訴訟債務自体が消滅すれば違約金も消滅するものであるため、訴訟債務と同様、適切に対処したいと考えております。

違約金 5,000 万円の会計処理については、当社会計監査人と相談の上決定いたしますが、現時点では、公正証書作成日である平成 26 年 2 月 19 日に違約金を支払う可能性が発生したと考えられるため引当金を計上し、平成 26 年 3 月 31 日に代物弁済が履行されなかったため、平成 26 年 4 月 1 日に違約金 5,000 万円が発生し、引当金を未払金に計上する処理を行う見込みであります。これをもって、平成 26 年 2 月 19 日に引当金を計上し、特別損失が発生する見通しであります。確定し次第、お知らせいたします。

株主の皆様はじめ関係者の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますと共に、取締役一同責任を持って最後まで対処し、会社を正常化し、ご迷惑をおかけした皆様にご恩返しできますよう一層努力して参ります。

以 上